

# 身体障がい者の福祉ガイド

(お願い) 福祉事務所にお越しの際は手帳と印鑑、マイナンバーの分かるものをお持ちください

(注 意) ここに書かれているのは概要です。内容・数字等が変更になっている場合もありますので、詳細につきましては各窓口にお問い合わせください。

令和6年2月現在

蓮田市福祉事務所

主な福祉サービスガイド（身体障害者手帳）

○は、該当（△は、一部該当）

種別・等級	説明	視覚障害						聴覚・平衡機能					音声・言語		上肢・下肢・体幹						内部障害				
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	
	各種相談	P 1～2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	重度心身障害者医療費助成	P 3	△	△	△	△			△	△				△	△	△	△	△	△			△	△	△	△
	自立支援医療（更生医療）の給付	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
手当・年金	在宅重度心身障害者手当	〃	△	△					△							△	△					△	△		
	特別障害者手当	〃														△						△			
	障害児福祉手当	〃	○	△					△							△	△					△			
	特別児童扶養手当	〃	○	○	○				○	○				○	△	○	○	○	△			○	○	○	
	児童扶養手当	〃	○	○					○							○	○	△				△	△		
	年金	P 3・P 4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		補装具費の支給	P 5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日常生活支援	日常生活用具の給付・貸与	〃	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
	生活サポート事業の利用	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	燃料費助成券の交付	P 6	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○	
	福祉タクシー利用券の交付	〃	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○	
	ホームヘルパーの利用	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ショートステイの利用	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	居宅改善整備費助成	〃														○	○								
	自動車改造費助成	〃														○	○	○	○	○	○				
	税金・公共料金等	所得税の障害者控除	P 7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民税の障害者控除		〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相続税の障害者控除		〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
NHK放送受信料の減免		P 8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△
自動車税・自動車取得税の減免		〃	○	○	○	△			○	○				△		○	○	△	△	△	△	○	○	○	
有料道路通行料金の割引		〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
J R運賃の割引		〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
バス運賃の割引		P 9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー料金の割引		〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※この表は、あくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。

## 身 体 障 が い 者 （ 児 ） に 対 す る 援 護 施 策

援 護 施 策		説 明	窓 口 及 び 問 い 合 わ せ 先
相 談 の 窓 口	市役所（福祉事務所）	生活保護をはじめ、児童・高齢者・母子・障がい者福祉の総合窓口として相談に応じ、必要な援護や指導を行っています。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課・子ども支援課・長寿支援課 ・在宅医療介護課
	民生委員・児童委員	障がい者や地域の要援護者の相談に応じ自立更生を支援するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進にあたっています。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 社会福祉担当 内線135
	身体障害者相談員	民間の協力者が相談員となり、障がい者または家族からの相談に応じ、福祉事務所など関係機関との連絡にあたっています。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	聴覚障害者相談員	聴覚障がい者等の福祉に熱意のある相談員が、聴覚障がい者等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。	埼玉聴覚障害者情報センター TEL 048-814-3353 FAX 048-814-3355
	障がい者就労支援センター	障がい者の就労機会の拡大を図るため、障がい者やその家族の求めに応じて、職業相談など就労全般の支援を行います。 休業日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始	蓮田市障がい者就労支援センター TEL 769-7122 FAX 768-1815 (時間 9:00～17:00)
	相談支援事業 (埼葛北障害者生活支援センター)	障がい者やそのご家族の困っていることなどをお聞きして、必要な援助を行う相談支援事業を次の3か所で行っています。  ○たいよう 白岡市新白岡7-14-14 休業日：土曜日午後・日曜日・祝日・年末年始  ○ふれんだむ 宮代町中央2-207 休業日：月曜日・日曜日・祝日  ○ひらの 幸手市平野911-3 休業日：土曜日・日曜日・祝日	TEL 0480-48-7731 (時間 9:00～18:00)  TEL 0480-36-2600 (時間 9:00～17:00)  TEL 0480-48-2113 (時間 9:00～18:00)

援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
相 談 の 窓 口	埼玉障害者職業センター	障がい者の就職と雇用の安定を図るため、公共職業安定所と連携をしながら、就職のための相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる人的支援事業などを行っています。	埼玉障害者職業センター TEL 048-854-3222 FAX 048-854-3260
	社会福祉協議会	地域の皆さんやボランティア、福祉保健の関係者、行政機関の協力を得て、福祉のまちづくりを目指す民間の組織です。生活福祉資金の貸付、ボランティアの育成や相談の窓口、共同募金会への協力等各種福祉事業を行っています。	蓮田市社会福祉協議会 TEL 769-7111 FAX 768-1815
	身体障害者更生相談所 (埼玉県総合リハビリテーションセンター)	身体障がい者の障害等級の判定、更生医療給付等について、医学的、心理的及び職能的判定を行うとともに、補装具(車いす・補聴器など)の処方及び適合判定を行っています。	埼玉県上尾市貝塚148-1 TEL 048-781-2222 (代表) FAX 048-781-1552
	公共職業安定所 (ハローワーク)	障がい者の就職等について、専門の担当者が相談、紹介を行っています。障がい者が求職の申込みをすると、障がいの状況、技能、知識、適性、希望職種等が登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。	大宮公共職業安定所(ハローワーク) TEL 048-667-8609 FAX 048-651-0331
	障害者交流センター	障がいのある人と地域の人とが交流することを目的に設立されました。各種相談や研修、文化・芸術・スポーツの振興を図るための事業を展開し、障がい者の社会活動の拠点施設として利用されています。	埼玉県障害者交流センター TEL 048-834-2222 FAX 048-834-3333
	家庭児童相談室	児童に関する問題について、相談・指導を行います。電話相談もできます。 相談日 月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時まで	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154 家庭児童相談室 内線417
	児童相談所	18歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、一時保護等を実施し、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行っています。	埼玉県中央児童相談所 TEL 048-775-4152 FAX 048-770-1055
	権利擁護相談	障がい者が安心して日常生活を送れるよう、生活上の様々な相談を受け、解決に向け支援します。 ・生活相談 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時 ・法律相談 水・金曜日 午後1時～午後2時30分	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター TEL 048-822-1204 FAX 048-822-1406
蓮田市身体障害者福祉会	主に身体障がいのある方の交流の場として、年間を通じてさまざまな行事に参加しています。	蓮田市身体障害者福祉会 (連絡先は蓮田市社会福祉協議会にお問い合わせ下さい)	

援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
医 療	重度心身障害者医療費助成制度	医療保険が適用される医療費のうち、その保険適用後の一部負担金（自己負担額）を助成します。ただし、65歳以上で新たに身体障害者手帳を取得した方は支給資格対象外となります。（所得制限があります）	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線182
	自立支援医療（更生医療）の給付	更生医療の指定を受けている医療機関で、日常生活のために身体上の障がいや軽減・回復するための医療が受けられます。ただし、市民税の課税状況等に応じて医療費の一部負担があります。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	自立支援医療（育成医療）の給付	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいなどがあり、確実な治療効果が期待できる18歳未満の児童が対象です。ただし、世帯の市民税の課税状況等に応じて医療費の一部負担があります。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154
	後期高齢者医療制度	65歳から74歳の方で、一定の障がい（1～3級、4級の一部）がある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 765-1700 国保年金課 高齢者医療担当 内線112

援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
手 当 ・ 年 金	在宅重度心身障害者手当	身体障害者手帳1、2級の認定を受け、市民税非課税の方に月額5,000円の手当を3月と9月に支給します。ただし、施設に入所している方や特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給されている方、65歳以上で新たに身体障害者手帳を取得した方は対象外となります。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線138
	特別障害者手当	20歳以上で、心身の重度の障がいにより日常生活に常時特別の介護を要する方に手当を支給します。ただし、施設に入所中の方や継続して3ヶ月を超えて入院している方は対象外となります。（所得制限があります）	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	障害児福祉手当	20歳未満で、心身の重度の障がいにより日常生活に常時特別の介護を要する方に手当を支給します。ただし、施設に入所中の方や障がいを支給事由とする年金を受給している方は対象外となります。（所得制限があります）	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	特別児童扶養手当	一定の障がいがある20歳未満の障がい児を養育している父母、または養育者に手当を支給します。ただし、施設に入所中の障がい児や障がい児本人が障がいを支給事由とする年金を受給している場合は対象外となります。（所得制限があります）	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154
	児童扶養手当	父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障がいがある場合などに手当を支給します。（所得制限があります）	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 子ども支援課 児童福祉担当 内線153

援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
手 当 ・ 年 金	障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中、または60歳から65歳未満で日本国内に住んでいる間に初めて医師の診察を受けた病気やケガで、障害認定日(初診から1年6ヶ月を経過した日または1年6ヶ月以内に治った日)に一定の障がいがあるときに支給されます。ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。 20歳前に初診日がある場合は、20歳になったとき(障害認定日が20歳以降のときは障害認定日)に一定の障がいがあると支給されますが、その方の所得状況に応じて支給停止とされることがあります。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 765-1700 国保年金課 国民年金担当 内線110
	障害厚生年金・障害手当金	厚生年金保険加入中に初めて医師の診察を受けた病気やケガで、初診日から1年6ヶ月以上経過した日(65歳まで)または経過以前に治った日に、一定の障がいのあるときに障害厚生年金が支給されます。初診日から5年以内に病気やケガが治り、軽度の障がいが残った場合は、障害手当金が支給されます。ただし、年金・手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。	春日部年金事務所 TEL 048-737-7112 FAX 048-737-7039
	心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	各種資金の貸付	生活福祉資金の貸付、蓮田市福祉資金の貸付を行っています。	蓮田市社会福祉協議会 TEL 769-7111 FAX 768-1815

援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
日 常 生 活 の 支 援	障害福祉サービス	<p>勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われます。サービスは、在宅生活を支援するサービス（居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、重度障害者包括支援、短期入所（ショートステイ））、外出を支援するサービス（行動援護、同行援助）、昼間の生活を支援するサービス（療養介護、生活介護）、住まいの場としてのサービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援）、訓練のためのサービス（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型（雇用型）、就労継続支援B型（非雇用型）、自立生活援助、就労定着支援）、相談支援に関するサービス（地域移行支援、地域定着支援、サービス利用支援、継続サービス利用支援）等があり、利用のプロセスが異なります。</p> <p>*本人とその配偶者の所得により利用者負担があります。</p>	<p>蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154</p>
	障害児通所サービス	<p>勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）、障害児の調査項目及び障害児支援利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われます。サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。</p> <p>※原則、保護者の属する住民基本台帳上の世帯の所得により、利用者負担があります。</p>	<p>蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154</p>
	補装具費の支給	<p>身体の失われた身体機能を補って、日常生活を容易にするために補装具の購入または修理に要する費用の支給を行います。（所得制限があります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由者用…義手、義足、装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ等</li> <li>・視覚障がい者用…義眼、眼鏡等</li> <li>・聴覚障がい者用…補聴器</li> </ul> <p>*支給にあたっては、埼玉県総合リハビリテーションセンターの支給要否判定、医師の意見書が必要となる場合があります。</p> <p>*他法（労働者災害補償保険法・介護保険法等）による給付が優先します。</p> <p>*補装具に要する費用の額が基準額を超える場合は、超えた額は本人負担となります。</p>	<p>蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154</p>
	日常生活用具の給付・貸与	<p>在宅の障がい者に対して、日常生活を容易にするための日常生活用具の給付または貸与を行います。（所得制限があります）</p> <p>*市民税の課税状況に応じて、一部自己負担があります。</p> <p>*用具に要する費用の額が給付基準額を超える場合は、超えた額は本人負担となります。</p>	<p>蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154</p>
	生活サポート事業の利用	<p>障がい児（者）の生活にあわせ、登録された民間のサービス提供団体が、一時預かり、介護人の派遣、送迎、外出援助などの介護サービスを行います。</p> <p>*利用料と利用時間の上限があります。</p>	<p>蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139</p>

援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
日 常 生 活 の 支 援	燃料費助成券の交付	障がい者(児)の使用する自動車等の燃料費を補助します。市内の協定スタンドで使用できる燃料費助成券を1人年間12,000円分交付します。(燃料費助成券を選択した場合、福祉タクシー券は交付されません)	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	福祉タクシー利用券の交付	障がい者(児)が県内のタクシーを利用する場合に初乗り運賃相当額(乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2倍の金額まで)を補助するタクシー利用券を、1人年間1冊(36枚)交付します。埼玉県タクシー協会または埼玉県個人タクシー協会に加入しているタクシー会社等で使用できます。(福祉タクシー券を選択した場合、燃料費助成券は交付されません)	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	居宅改善整備費助成	日常生活における利便を図るため、居室・便所・浴室等居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改造する場合、改造に要する経費の一部(限度額24万円)を助成します。ただし、新築、増築は対象外です。対象者は、身体障害者手帳1級または2級の下肢または体幹機能障がい者の方です。(所得制限があります) *介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険のサービスが優先します。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	自動車改造費助成	障がい者が就労等に伴い、本人が所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する場合、改造に要する経費の一部(限度額10万円)を助成します。(所得制限があります)	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	自動車運転免許取得費助成	障がい者が運転免許(第一種普通免許)を取得することにより、その自立更生を促進するために取得経費(限度額12万円)を助成します。(所得制限があります)	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	訪問入浴サービス	自力または家庭の介助では入浴ができず、ほとんど寝ている状態にある重度の身体障がい者(児)を対象に、市が委託した事業者が訪問して入浴サービスを行います。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154
	日中一時支援事業	日中に介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対し、日中における介護の場を確保します。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154
	移動支援事業	屋外の移動に困難がある障がい者(児)の外出に対して支援を行うことで、自立生活及び社会参加を促します。ただし、通年かつ長期にわたる外出は除きます。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139 子ども支援課 児童福祉担当 内線153・154
手話通訳者の派遣	市内に居住する聴覚障がい者等が公的機関や医療機関などを利用する際、手話を必要とする場合に手話通訳者を派遣します。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139	



援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
日常生活の支援	要約筆記者の派遣	市内に居住する聴覚障がい者等が、講演会などで要約筆記を必要とする際に、要約筆記者を派遣します。（現在、個人を対象とする場合の派遣は行っていません。）	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139
	車いすの貸出し	車いすが必要な方へ車いすを貸し出します。 ※社会福祉協議会会員サービス事業	蓮田市社会福祉協議会 TEL 769-7111 FAX 768-1815
	福祉車両の貸出し	車いすを使用している方の外出支援を目的に、スロープ付軽自動車等を貸し出します。 ※社会福祉協議会会員サービス事業	蓮田市社会福祉協議会 TEL 769-7111 FAX 768-1815
	埼玉県思いやり駐車場制度	障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。*利用証の交付には条件があります。*区画のある施設は県ホームページで確認できます。	埼玉県 福祉政策課 TEL 048-830-3223 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684
	紙おむつ支給事業	在宅での介護支援を目的に、障がいのある方（身体障害者手帳1～3級）へ紙おむつを支給します。 ※社会福祉協議会会員サービス事業	蓮田市社会福祉協議会 TEL 769-7111 FAX 768-1815

税金等	所得税の障害者控除	本人またはその控除対象配偶者や扶養親族が手帳を所持している場合、申告により、その等級によって控除が受けられます。 特別障害者控除（1・2級）…所得金額から40万円が控除されます。 障害者控除（3～6級）…所得金額から27万円が控除されます。	春日部税務署 TEL 048-733-2111 ※ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係へ
	住民税（市・県民税）の障害者控除	本人またはその控除対象配偶者や扶養親族が手帳を所持している場合、申告により、その等級によって控除が受けられます。 なお、本人の合計所得が135万円以下であるときは、非課税となります。 特別障害者控除（1・2級）…所得金額から30万円が控除されます。 障害者控除（3～6級）…所得金額から26万円が控除されます。	蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 765-1700 税務課 市民税担当 内線128 ※ただし、住民税を給与から特別徴収されている場合は、勤務先の給与係へ
	相続税の障害者控除	心身に障がいのある方で70歳未満の方が、相続または遺贈により財産を取得した場合に一定の控除が受けられます。	春日部税務署 TEL 048-733-2111

援 護 施 策		説 明			窓 口 及 び 問 い 合 わ せ 先															
税 金 ・ 公 共 料 金 等	NHK放送受信料の減免	半額免除…視覚・聴覚・その他1・2級の身体障がい者が世帯主で受信契約者の場合 全額免除…身体障害者手帳を所持する方を含む世帯で世帯全員が市民税非課税の場合 ※半額免除、全額免除とも市で証明書を発行することにより、免除となります。			福祉課 障害福祉担当 *NHKさいたま放送局 営業部 TEL 048-600-6711															
	自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免	定められた等級範囲の障害者手帳所持者またはその方と生計を同じくする方が取得または所有する自動車で、もっぱら障がい者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車について、定められた期間内に申請することにより、障がい者1人につき1台まで減免されます。ただし、個人名義の自家用自動車に限ります。			○自動車税・自動車取得税 県内の自動車税事務所・各支所及び 県税事務所 ・埼玉県自動車税事務所 TEL 048-658-0227 ○軽自動車税 蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 765-1700 税務課 市民税担当 内線128															
	有料道路通行料金の割引	障がい者本人または、介護者が重度の身体障がい者（第1種）を乗せて運転する場合、通常料金の半額となります。障害者割引の適用を受けるためには、障害者手帳を管理している（手帳に記載のある）市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにて事前に申請が必要です。 *ETC無線通行（ノンストップ走行）される自動車は、 <u>障がい者の方お1人につき事前登録した1台</u> に限ります。（ETC無線通行（ノンストップ走行）しない場合は、事前登録不要） *事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）でのご利用時にも、一定の要件のもとで障害者割引の適用ができます。（料金所にて、必要事項の記載のある手帳を提示します。）			蓮田市役所 代表 TEL 768-3111 FAX 769-0684 福祉課 障害福祉担当 内線139															
J R 運賃の割引	手帳を所有する方がJR線を利用する場合割引になります。 <table border="1" data-bbox="490 927 1626 1278"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引乗車券の種類</th> <th>割引率</th> <th>取扱区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種身体障がい者（児）とその介護者</td> <td>普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券</td> <td>5割</td> <td>全 線</td> </tr> <tr> <td>第1種及び第2種身体障がい者（単独利用の場合）</td> <td>普通乗車券</td> <td>5割</td> <td>J R、連絡会社線及び航路が片道100kmを超える区間</td> </tr> <tr> <td>12才未満の身体障がい児とその介護者</td> <td>定期乗車券</td> <td>5割</td> <td>全 線</td> </tr> </tbody> </table> ※小児定期乗車券は割引されません。			区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間	第1種身体障がい者（児）とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全 線	第1種及び第2種身体障がい者（単独利用の場合）	普通乗車券	5割	J R、連絡会社線及び航路が片道100kmを超える区間	12才未満の身体障がい児とその介護者	定期乗車券	5割	全 線	各JR窓口  (注)他の鉄道についても割引を行っていますが、取扱いが異なる部分がありますので、詳しくは直接鉄道各社へお問い合わせください
区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間																	
第1種身体障がい者（児）とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全 線																	
第1種及び第2種身体障がい者（単独利用の場合）	普通乗車券	5割	J R、連絡会社線及び航路が片道100kmを超える区間																	
12才未満の身体障がい児とその介護者	定期乗車券	5割	全 線																	

援 護 施 策		説 明	窓口及び問い合わせ先
税 金 ・ 公 共 料 金 等	航空運賃の割引	手帳を所有する満12歳以上の方が国内線の飛行機を利用する際、割引になる場合があります。割引の内容については、航空運送事業者により異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。	各航空会社
	タクシー料金の割引	タクシーの乗車時に手帳を提示することにより、料金が1割引されます。 *県内のタクシーの場合、福祉タクシー利用券と一緒に使えます。	各タクシー事業者
	バス運賃の割引	手帳を所有する方が県内を発着するバスを利用する場合、運賃が割引されます。 (第1種身体障がい者は、介護者の方も割引になります。) 運賃…5割引 定期券…3割引 (小児定期券は割引されません)	各バス会社
	利子等の非課税	金融機関の窓口で手続きをすることで、一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。	各金融機関等
	青い鳥郵便葉書の無償配布	身体障害者手帳1・2級の方が、郵便局などで手帳を提示して申し込むと1人につき20枚の葉書が無償で配布されます。	郵便局(簡易郵便局を除く)または郵便事業株式会社の支店
	携帯電話基本使用料等の割引	割引の内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者にお問い合わせください。	各携帯電話事業者